

# (仮称) 養老線交通圏地域公共交通計画策定業務委託プロポーザル方式実施要領

## 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名  
(仮称) 養老線交通圏地域公共交通計画策定業務委託
- (2) 業務の概要  
(仮称) 養老線交通圏地域公共交通計画策定について、提案
- (3) 業務の仕様等  
別紙「(仮称) 養老線交通圏地域公共交通計画策定業務委託仕様書」による
- (4) 委託期間  
契約締結の日から令和9年3月20日まで
- (5) 提案上限額  
10,000千円(消費税及び地方消費税を含む)  
なお、契約期間は単年度とし、業務の履行状況により契約額及び支出額を決定する

## 2 提案資格に関する事項

- (1) 一般財団法人 日本建設情報総合センターが運営するコリンズ・テクリスにおいて、当該業務に対応するとして定めた種目について登録を有する者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 岐阜県内若しくは三重県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する法人であること。
- (5) 本要領告示日の5年前から提案書の提出日までの間に、中部運輸局管轄区域内の、地方公共団体または地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号、以下「地域交通法」という。)第6条に規定する協議会が発注する、地域公共交通計画の策定・調査に関する業務または、鉄道事業再構築実施計画及び地域公共交通利便性増進計画、地域旅客輸送サービス継続実施計画並びに鉄道再生実施計画の策定・調査に関する複数の業務実績を有する者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 3 提案手続に関する事項

- (1) 養老線リ・デザイン協議会事務局  
(大垣市都市計画部交通政策課内)  
〒503-8601  
岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地  
電話 0584-81-4111(内線2427)  
FAX 0584-81-3341  
Mail kotsuseisaku@city.ogaki.lg.jp

(2) 提案書の提出者の資格の確認

本プロポーザルに参加する者（以下「提案意向者」という）は、提案意向申請書（第1号様式）及び添付書類（提案資格を証明する書類等）を提出すること。提案意向申請書により提案資格の審査を行い、提案意向者全員に対し結果を通知する。

① プロポーザル提案意向申請書の提出期間

令和7年2月12日から令和7年2月26日まで（休日を除く）

受付時間は9時から17時まで

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

② 受付場所

3の(1)に同じ

③ プロポーザル提案資格確認結果通知の期限

令和7年2月21日

(3) 提案書提出の期限、場所及び方法

① 提出期限

令和7年3月7日17時まで

② 提出場所

3の(1)に同じ

③ 提出部数

12部

④ 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより受け付ける。ただし、提出期限において書類に不備がある場合、時間までに到着していない場合は受け付けない。

⑤ 提案書の構成

1) 提案書（第4号様式）

2) 提案資料

次の内容をA4用紙100枚以内に整理（片面印刷）し、長辺2点をホチキス止めして提出すること。なお、提案資料は次の項目に整理し、図示する等して簡潔にまとめること。

A 予定配置技術者（業務実績等について記載：任意様式）

B 業務実施体制（保有資格等を記載した具体的な業務体制図：任意様式）

C 業務工程（計画策定に必要な業務工程を明示：任意様式）

D 技術提案（養老線を交通軸とした公共交通利用者増に向けた提案）

E その他（計画策定に必要な調査項目や協議項目、協議体制等提案）

⑥ 注意事項

- ・ 提案書（第4号様式）の添付書類やプレゼンテーションで使用する資料に、識別可能となるような業者名、ロゴマークその他提案者名を表示しないこと。
- ・ プロポーザル提案意向申請書提出後に辞退する場合は、提案書提出期限までに任意様式で「辞退届」を提出すること。

#### (4) 質問書

本プロポーザルに関する質問については、次の方法により受け付ける。

##### ① 受付期間

令和7年2月12日から令和7年2月19日まで

##### ② 質問書

質問書は任意様式とするが、次の事項を明記すること。

- 1) 商号又は名称
- 2) 担当者氏名
- 3) 連絡先 (FAX・電話)
- 4) 質問内容

質問内容は、実施要領等の項番号等を指定し、具体的に質問すること。なお、実施要領等に関する提案については回答しない。

##### ③ 提出方法

事務局（交通政策課）へ電子メール又はFAXにより提出すること。なお、質問書提出後には必ず電話により質問書到着の確認をすること。

##### 1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kotsuseisaku@city.ogaki.lg.jp

件名を「プロポーザルに関する質問」とし、質問書を添付して送信すること。

##### 2) FAXの場合

FAX 番号：0584-81-3341

A4版で表紙（日付・商号又は名称・送信枚数を明記）を付け、質問書を添付して送信すること。

##### ④ 質問に対する回答

令和7年2月21日に提案者すべてに対し電子メールで回答する。

#### (5) ヒアリングの予定日時及び場所等

##### ① 予定日時

令和7年3月12日（水）（予定）

##### ② 予定場所

大垣市役所4階情報会議室（岐阜県大垣市丸の内2-29）

正式な日時等は提案書の受付後、追って指示する

##### ③ ヒアリング内容

- 1) ヒアリングに参加する提案者は4名以内とする。
- 2) 提案者は会社・所属が判る身分証等を携帯・提示すること
- 3) プレゼンテーションは20分以内とする。
- 4) プレゼンテーション後10分間、質疑の時間を設ける。
- 5) プレゼンテーションは提案意向申出書の受付順に行う。
- 6) プレゼンテーションは会場内モニターの利用を可とする。
- 7) プレゼンテーションに必要なPC等は参加者が持参する。
- 8) その他不明点については予め事務局に確認すること。

(6) 受託候補者を特定するための評価基準

評価項目	評価基準	配点
配置予定技術者	管理技術者が地域公共交通計画の策定・調査に関する業務または、鉄道事業再構築実施計画及び地域公共交通利便性増進計画、地域旅客輸送サービス継続実施計画並びに鉄道再生実施計画の策定・調査に関する業務等をマネジメントした経験が豊富か	20
業務実施体制	項目ごとの担当技術者の保有資格、各担当の連携及び情報共有体制が適切で、委託者との打ち合わせや問合せ等に迅速且つ的確に対応可能であり、円滑且つ確実な業務遂行体制が可能と判断できるか	10
業務工程	業務の工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか	10
技術提案	提案書に記載された業務内容について、趣旨を理解した適切な提案となっているか	20
	養老線交通圏における沿線市町並びに公共交通ネットワークの状況を適切に踏まえた上で、養老線を交通軸とした沿線住民の円滑な移動や養老線の利用者増に繋がる提案がされているか	50
	提案書に記載のある項目以外に対応可能な提案は適切か	30
	<p>&lt;評価テーマ&gt;</p> <p>テーマ1：基礎調査データに基づく、養老線交通圏の課題整理、将来予測、計画策定方針検討方法について</p> <p>テーマ2：ニーズ調査に基づく、利用促進策の検討について</p> <p>テーマ3：PT調査や人流データに基づく、養老線駅へアクセス手段の検討方法について</p> <p>テーマ4：多様な関係者の「共創」による計画となるよう協議会運営支援方法について</p> <p>テーマ5：その他、計画策定に向けて必要となる提案（工程、体制に対する提案を含む）</p> <p>※各テーマA4 3ページまで（任意様式）</p>	
プレゼンテーション	企画提案の説明がわかりやすく、ヒアリング及び質疑応答に適切に回答され、取り組む意欲が高いか	10
合計		150

(7) 評価が同点となった場合の措置

提案書の評価点数が同点となった場合は「技術提案」の評価が高い提案者を上位とし、「技術提案」の評価も同点の場合は、評価委員長が上位の提案者を決定する。

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 契約書作成の要否  
要

(10) 注意事項

評価委員会が1位とした者が、契約締結までに提案資格を満たさないことを認めたとき、又は契約交渉が不調となったときは、次の順位の者と契約交渉をする場合がある。

契約及びその金額については別途協議し、補助金交付決定後に契約書を取り交わすものとする。

#### 4 プロポーザル方式のスケジュール

本プロポーザルは原則、次の日程で行うものとする。

令和7年2月12日	プロポーザル公募開始 提案意向申請書受付開始 質問書受付開始
2月19日	質問書の提出期限
2月21日	質問書回答期限
2月26日	提案意向申請書の提出期限
2月28日	提案資格結果通知
3月7日	提案書の提出期限
3月12日	評価委員会（プレゼンテーション）
3月18日	受託候補者選定結果の通知

#### 5 その他

- (1) プロポーザルに参加する一切の経費は、提案意向者の負担とする。
- (2) プロポーザルで使用した提出書類は返却しない。
- (3) 提出後の記載内容の追加、修正は原則認めない。ただし、プレゼンテーション後の質疑に基づく追加提案については可とする。
- (4) 今件プロポーザルは、優れた受託候補者を選定するために実施するものであり、契約締結後はその受託候補者の提案内容に拘束を受けないものとする。